

港湾法第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年38号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法（昭和25年法律第218号）を改正し、国土交通省令で定める港湾の施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）への適合性について、国又は登録確認機関により確認を義務づける制度が規定されました。この確認は国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、この限りでないこととされており、今般、改正法の施行に伴い、国土交通大臣が定めた設計方法を制定するものです。

2. 概要

改正後の港湾法第56条の2の2第2項において、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は登録確認機関による確認を受けなければならないとされていますが、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合はこの限りでないとされています。このため、国土交通大臣が定めた設計方法について、下記のとおり規定する予定です。

(1) 総則関係

1 設計方法

改正後の港湾法第56条の2の2第2項で規定する、国土交通大臣が定めた設計方法は、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」の性能規定化に伴う改正後に定めることを予定している性能規定のうち永続状態、変動状態及び偶発状態に関する事項を性能照査するものであって、次に掲げる施設ごとに定める設計方法と規定する予定です。

- ①港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号。以下「規則」という。）第28条の2第1号の外郭施設（水門又は閘門を除く。）（設置水深が十メートル未満の施設に限る。） 部分係数法
- ②規則第28条の2第2号イ及びロの係留施設（規則第28条の2第2号ハに該当する施設を除く。）（設置水深が十メートル未満の施設に限る。） 部分係数法
- ③規則第28条の2第3号の道路及び橋梁 道路構造令（昭和45年政令第320号）及び関連規定に準じた方法
- ④規則第28条の2第5号の廃棄物埋立護岸（設置水深が十メートル未満の施設に限る。） 部分係数法

2 自然状況等の諸条件

上記（③を除く。）の設計方法は、以下の方法により設定された自然条件等の諸条件を用いたものと規定する予定です。

- ・現行の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の第一章第二節で規定する自

然状況等のうち、波力、水の流れによる力、地盤の強度等、常時の土圧、残留水圧、地震力、震度、地盤の液状化、地震時の土圧、見掛けの震度、地震時の動水圧、船舶の接岸によって生じる外力、摩擦抵抗力及び浮体に作用する外力について、技術基準の性能規定化に伴う改正により削除された手法

- ・ 現行の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第三章第一節第三款で規定する手法及び第48条第5項で規定する被覆する捨石等の質量の算定手法

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年3月28日

施行日：平成19年4月1日